

○日吉自然の家条例

平成27年12月28日

条例第53号

(設置)

第1条 本市は、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じて少年の健全な育成を図るとともに、自然に親しむ機会を提供することにより市民の生涯学習の振興を図るため、日吉自然の家を長崎市飯香浦町に設ける。

(事業)

第2条 日吉自然の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 集団宿泊生活に関すること。
- (2) 野外活動及び自然に親しむ学習活動に関すること。
- (3) 施設及び設備の提供に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

(施設)

第3条 前条の事業を行うため、日吉自然の家に次に掲げる施設を置く。

- (1) 宿泊研修施設
- (2) つどいの広場
- (3) 野外炊さん場
- (4) 体育館
- (5) その他前条の事業を行うために必要な施設

(指定管理者による管理)

第4条 教育委員会は、日吉自然の家の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

- 2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。
 - (1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) 日吉自然の家の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるもの

であること。

(3) 日吉自然の家の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める条件
(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 宿泊研修施設、つどいの広場、野外炊さん場及び体育館（以下「宿泊研修施設等」という。）の利用の許可その他の日吉自然の家の利用に関する業務

(3) 日吉自然の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、日吉自然の家の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(利用時間及び休所日)

第6条 日吉自然の家の利用時間及び休所日は、教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。

2 前項の承認の基準は、日吉自然の家の利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

第7条 宿泊研修施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可（以下「利用の許可」という。）をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 日吉自然の家の管理上支障があるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、日吉自然の家の管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付することができる。

(利用料金)

第8条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、宿泊研修施設等の利用に係

る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（令7条例44・一部改正）

（利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

（1）偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

（2）利用の許可の条件に違反したとき。

（3）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

（原状回復）

第12条 利用者は、宿泊研修施設等の利用が終わつたとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わつて行い、その費用を利用者から徴収する。

（損害賠償）

第13条 日吉自然の家の施設、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（令7条例44・一部改正）

（日吉自然の家運営協議会）

第14条 日吉自然の家の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、日吉自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(平29条例24・追加)

(組織)

第15条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 地域活動団体を代表する者
- (5) 市民

3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平29条例24・追加、令元条例64・一部改正)

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(平29条例24・追加、令元条例64・一部改正)

(会長)

第17条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平29条例24・追加)

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(平29条例24・追加)

(関係人の出席)

第19条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平29条例24・追加)

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(平29条例24・追加)

(教育委員会による管理)

第21条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合においては、第6条第1項、第7条、第8条第1項、第9条、第11条及び別表の規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条第1項中「宿泊研修施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を納入しなければならない」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」とし、第6条第2項並びに第8条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(平29条例18・一部改正、平29条例24・旧第14条繰下、令7条例44・一部改正)

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平29条例24・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 教育委員会は、この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間においては、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。この場合において、日吉自然の家に所長その他必要な職員を置く。
- 3 前項の場合においては、第6条第1項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条、第11条並びに別表の規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条第1項中「宿泊研修施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」とし、第6条第2項、第8条第2項及び第4項並びに第14条の規定は適用しない。
- 4 前2項の規定により、この条例の施行の日から平成29年3月31日までに、平成29年4月1日以後の日吉自然の家の利用について第7条第1項の規定による教育委員会の許可を受けた者は、指定管理者の許可を受けたものとみなす。

附 則（平成29年3月23日条例第18号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月7日条例第24号）

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(利用料金に関する経過措置)

- 2 第1条、第3条、第5条及び第6条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、こ

の条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

(1)から(3)まで 略

(4) 日吉自然の家条例

附 則（令和元年9月27日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年10月15日条例第44号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の日吉自然の家条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

（平31条例4・令7条例44・一部改正）

1 宿泊研修施設等を利用する場合（宿泊をしない体育館の専用利用を除く。）の基準額

区分		金額（1人1日につき）
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	宿泊する場合	円 750
	宿泊しない場合	250
一般	宿泊する場合	1,500
	宿泊しない場合	490

備考

1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

2 宿泊する場合の1日とは、午前9時から翌日の午後4時30分までの間とする。

3 宿泊しない場合の1日とは、午前9時から午後9時までの間とする。

2 宿泊をしない体育館の専用利用をする場合の基準額

区分	金額（1時間につき）
体育館	730円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。